

台風等の気象警報発令時の対処

警 報＝大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪に関する警報とし、これ以外の警報は含まない
奈良県北西部＝奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、 香芝市、葛城市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、 高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町

《奈良地方気象台HP <http://www.jma-net.go.jp/nara/>》

- 午前6時現在、天理市（学校所在地）、奈良県北西部全域、奈良県全域、現住所のある市町村（通学路となる市町村を含む）に気象警報が発令されている場合は、登校を見合わせ自宅（寮）で待機すること。
なお、登校の途中に上記の条件で気象警報が発令された場合は、直ちに帰宅して自宅で待機すること。

以後、警報の解除状況と登校及び自宅待機については以下の通りとする。

- ① 午前9時までに、天理市が解除となった場合
3限目から授業を行う <自宅生は昼食を持参>
- ② 午前11時までに、天理市が解除となった場合（半日授業の場合は④に従う）
5限目から授業を行う <自宅生は昼食を済ませて登校>
- ③ 天理市が解除されても、現住所のある市町村（通学路となる市町村を含む）に継続して気象警報が発令されている場合
引き続き自宅で待機し、解除になった場合は①・②に従い登校する
- ④ 午前11時（半日授業の場合は午前9時）現在、天理市の警報が解除とならない場合
当日は、休校とする

- 天理市が解除となっても、現住所のある市町村（通学路となる市町村を含む）に継続して気象警報が発令されている場合は自宅待機する。
また、警報が解除されても、通学に危険が予想される場合は、保護者の判断で登校を見合わせ学校に連絡すること（公欠扱いとする）。

- 寮生の場合は寮の指示を受ける。その他、情報が不足して判断できない場合は、学校に電話して指示を受ける。

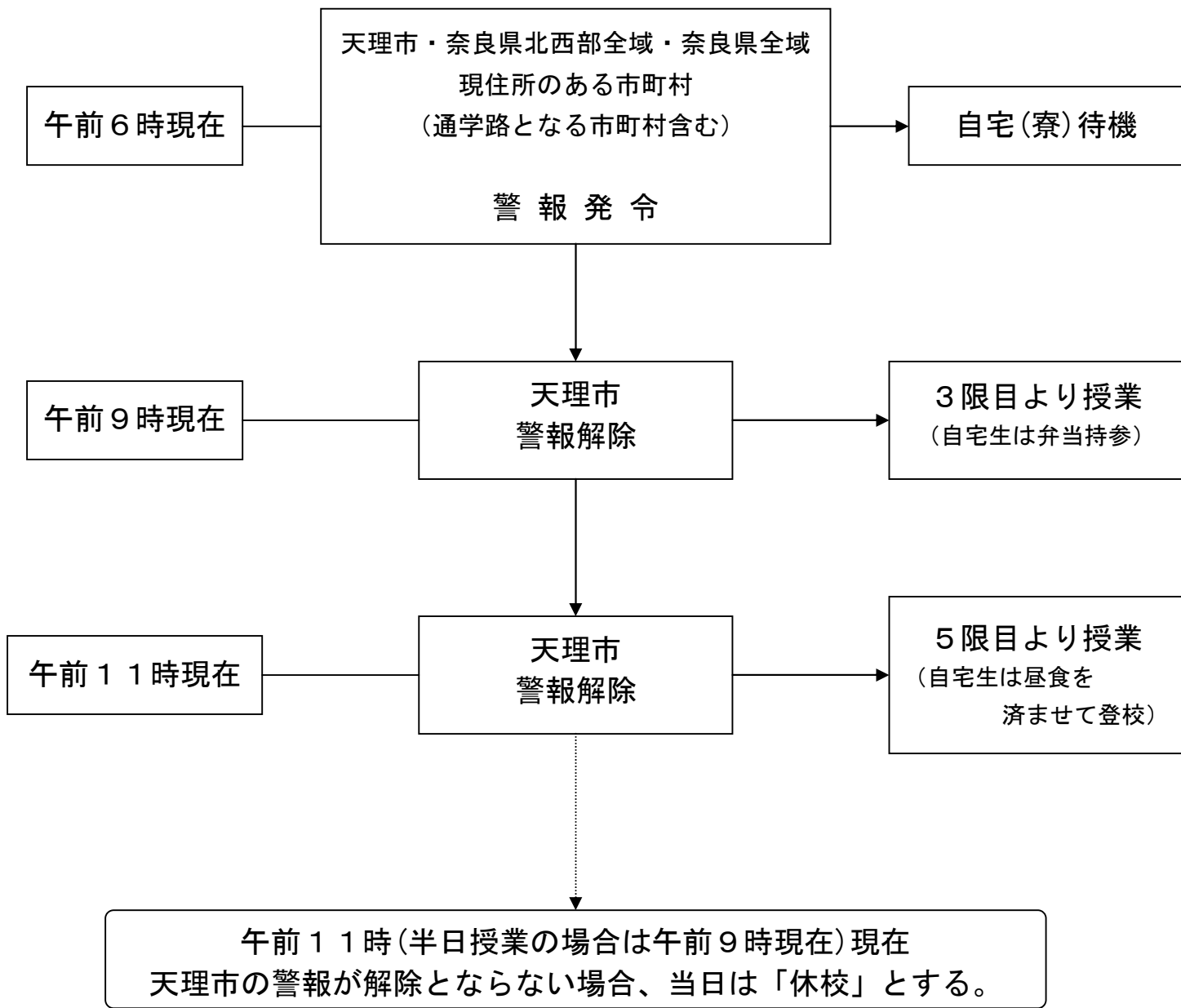
【連絡先】080-4085-0623

0743-63-7691（午前8時30分以降・・・学校事務所）

- 登校後に気象警報が発令された場合

- （1）原則として給食時間までは様子を見、安全を確認した後、学校長の判断で下校させる。個々に生徒に対応せず、学級担任がクラスに行き、その後、全校放送で連絡をする。
- （2）安全に下校することが困難な生徒については、保護者、寮と連絡をとり、学校に待機させるなど適切に対処する。
- （3）体連等の対外試合については、各競技団体の指示に従う。

(台風等の気象警報発令時の対処)



天理市が解除となっても、現住所のある市町村(通学路となる市町村を含む)に継続して気象警報が発令されている場合は自宅で待機する。

また、警報が解除されても、通学に危険が予想される場合は、保護者の判断で登校を見合わせ、学校に連絡すること(公欠扱いとする)。